

平成27年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

所轄税務署長 <b>玉川</b> 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) <b>キムタックス株式会社</b>	(フリガナ) あなたの氏名 <b>キムラ アキラ</b> <b>木村 聡</b>
	給与の支払者の所在地(住所) <b>東京都世田谷区用賀2-11-10</b>	あなたの住所又は居所 <b>東京都世田谷区桜新町30-123</b>

木村 聡 (印)

あなた本人のH27年の所得の見積額を記載します。よく間違えて配偶者の収入金額や所得金額を記載する方が多いのでご注意ください。

◆ 給与所得者の保険料控除申告書 ◆

◆ 給与所得者の配偶者特別控除申告書 ◆

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印	
				氏名	あなたの続柄				
菊池生命	養老	10年	木村 聡	木村 聡子	妻	新・旧	25,000 円		
田中生命	養老	10年	//	木村 聡子	妻	新・旧	80,000 円		
<p>生命保険会社から送られてきた生命保険料控除証明書(新一般・介護・個人年金用)に基づいて記載し、証明書はこの用紙の裏に添付します。</p>									
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A	25,000 円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円) 25,000 円	計(①+②) ③	(最高40,000円) 40,000 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B	80,000 円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円) 45,000 円	②と③のいずれか大きい金額	④ 45,000 円
丸 生命	介護	10年	木村 聡	木村 聡子	妻	新・旧	80,000 円		
(a)の金額の合計額		C	80,000 円	金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円) 40,000 円		
一岡生命	〇〇年金	30年	木村 聡	木村 聡	本人	新・旧	90,000 円		
今村生命	〇〇年金	30年	//	木村 聡	本人	新・旧	30,000 円		
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D	90,000 円	金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高40,000円) 40,000 円	計(④+⑤) ⑥	(最高40,000円) 40,000 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E	30,000 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円) 27,500 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑦ 40,000 円
計算式Ⅰ(新保険料等)※				計算式Ⅱ(旧保険料等)※				生命保険料控除額計(⑦+⑧+⑨)	
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式			
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額			
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円			
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円			
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		120,000 円	

一般・介護・個人年金の種類別、新・旧の区分の合計額ごとに、下の計算式に従って控除額を計算し、用紙のガイドに従って「生命保険料控除額計」を計算し、記入します。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	7,200,000 円		
(フリガナ) 配偶者の氏名	キムラ アキラ 木村 聡子		
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所			
○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。			
○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。			
所得の種類	収入金額等(a)	必要経費等(b)	所得金額(a-b)
給与所得	1,200,000 円	650,000 円	550,000 円
○ 配偶者の所得は概算(見積額)を記入します。実際の金額と異なったら、年末調整のやり直しか確定申告をすることになります。			
○ 配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合、または、76万円以上の場合、配偶者特別控除は申告できません。			
配偶者特別控除額	早見表B欄の金額	210,000 円	

この早見表で配偶者の合計所得金額から配偶者特別控除の額を導き出し、下の欄に記載します。

保険の名称	保険等の種類	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人	あなたの続柄	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(A)	給与の支払者の確認印	
中崎火災	地震(建物)	5年	木村 聡	木村 聡	本人	地震 旧長期	42,000 円		
中崎火災	長期総合(火災)	10年	//	//	本人	地震 旧長期	14,800 円		
(A)のうち地震保険料の金額の合計額		B		42,000 円		(A)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額		C	14,800 円
地震保険料控除額		(B)の金額 (最高50,000円)		+		(C)の金額(Cの金額が10,000円を超える場合は、C×1/2+5,000円)※ (最高15,000円)		= (最高50,000円) 50,000 円	

国民年金・国民年金基金については証明書類を添付する必要があります。				
国民健康保険	世田谷区	木村 聡	本人	450,000 円
国民年金		木村 聡	本人	171,000 円
合計(控除額)				621,000 円
種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額			
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金				240,000 円
本人が直接支払ったものについて、証明書を添付します。				
合計(控除額)				240,000 円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

この申告書は、平成27年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。